

平成22年度第3回池田市図書館協議会会議録

<日 時> 平成23年3月6日(日)午前10時~正午

<場 所> 池田市立図書館2階会議室

<出席者> (委員) かつみ会長、丸山副会長、尾上委員、富阪委員、吉永委員、
牛嶋委員、岡部委員、山神委員
(事務局) 田淵教育部長、塩川図書館長、南副館長、杉本副主幹、谷主査

<傍聴者> なし

<次 第> 議題 報告事項
1 平成22年度事業報告
2 平成22年度補正予算の概要
3 平成23年度予算の概要
4 第6次池田市総合計画
5 平成22年池田市議会における質問及び答弁
6 その他

資料

- 1 平成22年度事業報告
- 2 平成22年度補正予算の概要
- 3 平成23年度予算の概要
- 4 第6次池田市総合計画 第3節「社会教育の振興」(抜粋)
- 5 平成22年池田市議会における質問及び答弁
- 6 図書館ニュース3月号
- 7 ブックリスト「この本あの本どんな本 4」0歳からの絵本リスト
- 8 2010年受賞作品展リスト

<田淵教育部長挨拶>

<塩川館長挨拶>

会 長：それでは、議題1から3について事務局から報告をお願いします。

<事務局から資料1、2及び3について報告>

会 長：それでは、議題1から3に対してご意見、ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員：視聴覚ライブラリーは、今後益々増えていくのですが、その活用の仕方が重要になってくると思います。よく言われるのが、電子媒体と紙媒体をできるだけ総合的かつ複合的に活用する事です。音楽CDなどを多く購入する予定ですか。

事務局：音楽CDもあるのですが、朗読のCDや落語のCDもありまして、これは目の不自由な方もそうでない方でも利用できます。

委員：視聴覚ライブラリーというのは、特別な催しなどの場で活用するだけでなく、その後で関連図書の展示をするなどの企画が必要で、紙媒体と結びつけた蔵書管理が必要だと思います。

事務局：そのとおりでして、読書に結びつける動機付けにすることが必要で、ただ上映するだけではなく関連図書を紹介するなどが大事です。図書館なので図書が主体ですが、文字情報だけでは伝えにくいものもあります。また、視聴覚ライブラリーの利用を通して文字情報にも興味を持ち、図書に返っていくという仕掛けも必要だと思います。

委員：ぜひともよろしくをお願いします。それから、資料に「子ども読書環境整備事業」とありますが、学校でやる場合は、学校図書館と連携して総合学習の時間などを活用しながら視聴覚教材を活用して、また紙媒体につなげていくなどの取組をぜひやって頂けたらと思います。あと「任期付短時間勤務職員」とは嘱託職員になるのですか。

事務局：これは嘱託職員ではなく、正規職員です。ただ、任期が3年と短く、勤務時間数が週31時間以内ということですので週に4日勤務が限度です。身分としては地方公務員です。

委員：こういう身分の職員は昔からいたのですか。

事務局：池田市では平成20年に「一般職の任期付職員の採用に関する条例」を改正し任期付短時間勤務職員を雇用できる体制が出来ておりましたが、実際に採用するのはこの度の図書館司書と保育士が初めてで、資格を持って働く者の待遇改善をその目的としています。

委員：従前の国の法制度はそのまま、地方自治体で条例上の工夫をすることでこういう職員の配置が可能になったということですか。

事務局：国の法律にもこういう身分の職員について規定されています。

委員：全国のたいていの公共図書館はアルバイトが多くて、司書の資格を持っているにもかかわらず十分な身分保障がされていないというのが大きな問題になって

いますが、この近辺でも導入しつつあるのですか。

事務局：堺市や豊中市でも導入例があるようです。

会 長：今回2人増員しているようですが、公募をされたのですか。

事務局：公募して、総合適正検査と小論文と面接をして17人を採用しました。

会 長：図書館司書の資格を持つ学生を大量に抱える立場としては、そういう情報をどう入手すればよいのですか。市広報などを見ればよいのですか。

事務局：市広報や市のホームページに掲載しています。それから個人的にでそういう色々な情報を集めてホームページを作っている方もあり、今回それを見て来られた方もいたようです。今回の募集では、即戦力をと考えると、対象を半年以上の経験者に限りました。

会 長：では、新卒者はいつまでたっても採用されないということになりますね。

委 員：「われわれの館」というホームページがありますよね。

事務局：こちらでも見てみましたが、今回はそれには載っていませんでした。

委 員：「われわれの館」は、全国的に司書の方が見る機会が多いので今後活用されてはどうか。

事務局：今回は、期間が短く、そこまで手が回りませんでした。今後そういう機会があれば活用していきたいと思います。

委 員：補正予算ですが、通常予算の2割ほどアップになっているので有効に使っていただければと思います。用途を選択されるに当たって、その枠から漏れた物を次年度の予算に計上していけばと思いますが、それらにはどんな物があったのですか。

事務局：現状の書架の買い替えも考えましたが、それよりも中身の充実が先決であると思い、優先順位を決めました。より利用者に直結するもの、また、これは単年度執行ですので、本年度限りで執行が完結できるものを選びました。

委 員：私も図書整理のボランティアをしていますが、現状の書架では本の出し入れが窮屈でして、スペースの問題もあるとは思いますが、書架を増設して頂ければ利用者の方も楽になるのではないのでしょうか。

事務局：書架も購入予定台数は減らしたとはいえ、必要な台数は購入して、新しくコー

ナーを作る予定ですので、その分でスペースに少しは余裕が出るのではと思っています。

委員：資料2の(4)「生活情報取得環境整備事業」というのは、どういう方がどういう場所でどのような利用を望んでいるのか、それに対して図書館がどのように関わっていくのか具体的にイメージできないので聴かせてください。あと、任期付短時間勤務職員は任期が3年とのことですが、継続も可能ですか。

事務局：任期付短時間勤務職員の任期を1、2年間延長すること自体は、制度上は可能です。ただし、3年後に延長措置を執るか再度採用試験を行うかは現在のところ決まっています。仮に3年後再試験をすることになった場合は、現在の任期付短時間勤務職員がもう一度受験することは自由です。

委員：任期付短時間勤務職員として雇用していくことで、仕事の内容が増えていくということはあるのですか。

事務局：あります。能力的に充分遂行可能な業務であっても、これまではアルバイトという立場にあることでそれを任せることに二の足を踏んでいた部分がありましたが、今後はためらうことなく任せていこうと思っています。たとえば、おはなし会などは、これまで興味を持っているアルバイト職員が常勤職員とともにやるという感じでしたが、今後は任期付短時間勤務職員に積極的にやってもらう機会を作ろうと思います。

委員：アイ・あいブックは、今職員の方が順番に来られていますが、そこにも来られるということですか。

事務局：十分可能です。今は常勤職員と再任用職員だけでも対応できているので、いきなりすぐということはありません。本市の子育て支援事業の制度内容なども伝えないといけないのでこれを十分把握させた上で、最初は常勤職員の誰かと一緒にという形でやっていこうと思います。また、職員向けの研修などもあるので積極的に受けさせていこうとも思っています。

それと、先ほどの生活情報取得環境整備事業のことですが、法律、ビジネス関係資料も日常的に何冊ずつかを購入してはいますが、法律は改正が多く、医療情報なども日進月歩ですぐに内容が古くなってしまふことから、多くを購入することを先送りしてきた経緯があります。しかしながら、この機会に思い切って内容のしっかりしたものを購入しておこうかと思っています。医療情報に関する図書などは、病気でお悩みの方が見やすいように一箇所に集めてコーナーを作るなどの工夫をしたいと思います。

それから、無線LAN設備ですが、これは例えばこの会議室でも講習が出来るように設備を取り付けます。高齢者の方も図書館によく来られますが、インターネットが使えない方や始めたけれどよくわからない方が多く、インターネットから得られる情報が使えないことで、使える方との間に情報格差が出来てし

もうおそれがあります、そこで、まずは高齢者向けの「パソコン初心者講習会」から始めようと思っています。この後の議題にある総合計画の中にも出て来ますがデジタルデバイド（情報格差）が生じないような情報の提供に努めるというのも図書館のめざすところです。

委員：そういう講習を図書館職員がするということですか。

事務局：図書館職員で出来ることはいたしますし、報償金もあるので専門の講師を呼ぶことも出来ます。市役所にも専門の職員がいますので、講習の内容に応じて考えていきます。

会長：それでは、議題4について報告をお願いします。

<事務局から資料4について報告>

会長：それでは、議題4に対してご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。

委員：今報告いただいた（4）の図書館の充実と高機能化のステップの最後ですが、さきほどの22年度事業報告書の障がい者サービスの向上のところで、宅配サービスをスタートするに当たって委員の中からこんな声を聞いていますとの紹介があって、みんなで検討を重ねてスタートした結果があまり芳しくないというのがとても残念です。総合計画にも謳われている以上は、今までのやり方でうまくいかなかったのであれば、どんな風にしたらこのサービスが広まるようになるのかを話し合っていたきたいと思います。

事務局：宅配サービスは、面談をしまして、その結果によりまして同等の状態と認められれば、宅配するというつもりが当初からあったのですが、市広報等の文章を読んだだけでは、1人でも同居人がいればだめだと思われても仕方がないところがあったと認識しています。

委員：実は今日、一度話を聞かせてもらって面談をしてもらえらるならと当事者を連れて来ています。本人も色々なメンバーと交流していますので、口頭で聞かせてもらった事を伝えられるのではと、紙面とかの情報だけではなく実際に行動を起こした者がまた次の人へと勧めていくのも一つの方法ではないかと思って連れて来ています。聞かせて頂いた話をもとに他のメンバーにもアドバイスができるのではと本人も言っていますので。

事務局：人づてに広がっていくことを期待して障がい者団体などにもお声がけしましたが、なかなか全員への周知というのは難しいと実感しています。

委員：面談に来てもらう事自体を大変だと感じ、また実際に来てもらえらると思っていないところがあるのではないのでしょうか。

事務局：こちらから面談に行きますよという事をもっとアピールして、こういう状態であれば対象者として取り扱いますよという事がもっとわかるように表現していきたいと思います。

委員：第5章の第1節で学校教育、第2節で地域教育となっていますね。地域教育という言葉は、まだ概念としてははっきりしていないので社会教育ですね。生涯学習というのはどういう位置付けになっているのでしょうか。これはもう策定されているものだと思いますが。

事務局：はい。

委員：今後の実施段階での調整が必要です。学校教育と社会教育をある意味総合しているのが生涯学習の概念ですね。学齢期の子どもをも対象にして生涯学習をやるということですね。図書館の位置づけが社会教育ということだけでいくと広がりが薄いと思います。今後学校と図書館の連携ということで行くと、生涯学習の観点が強く出てくると思います。社会教育は基本的に学習者の主体を重んじて、教えるということはやりません。学校教育とは違います。そういう意味でいうと、生涯学習という観点で学校教育と図書館が連携を図っていくことが大事ですので、今後の進め方を考慮すればよいと思います。

委員：図書館協議会でも以前に議論されているんですが、図書館本館の移転とか分館の増設が強く要望されており、この総合計画の中では平成23年から平成34年の12年先までのビジョンを示しているのですが、協議会で取り上げているこれに関する重要な提言からすると相当距離感があると思います。具体的な形では触れられていないので、行政に対して移転とか増設を強くアピールしていくことが必要です。引き続き検討していただきたいと思います。

事務局：ハード面については第5章の第3節「社会教育の振興」の(3)社会教育施設の整備・充実に打ち出しています。今言われたように本市の社会教育施設、特に耐震等を含めたハードの整備というものは非常に大きな課題と認識しています。向こう12年ですので当然具体的なハード整備を含めて総合計画で謳っていければいいのですが、その辺りは学校施設の整備等も含めて具体的な打ち出しには至っておりません。ただ、教育委員会としては社会教育施設として公民館も取りざたされておりまして、これについては非常に大きな課題であるために優先できるよう常々気を配っている状態ですので、ご理解頂けたらと思います。

委員：常にそういう事を視野に入れて頂ければ有難いと思います。

会長：それでは、議題5について報告をお願いします。

<事務局から資料5について報告>

会 長：それでは、議題5に対してご意見・ご質問のある方はいらっしゃいますか。
図書館がハイブリッド化に向けて進んでいくのはいいと思いますが、Web図書館というのはどうかと思います。図書館というのは、様々な情報を実際に見るといふ貴重な場所でもあるし、思いも掛けない面白い情報に出会う場でもあります。そういう場をいかに演出するかが大事です。ネット上では得られないような、利用者が足を運んで始めて出会えるような新しい情報を見つけることが出来る、良い意味での箱ものとしての存在理由が図書館にはあるのではないのでしょうか。利用者、市民に気軽に来てもらえる魅力的な図書館になることが価値のあることだということも忘れないようにしないといけないと思います。

事務局：色々便利なサービスが出て来ると、図書館に来なくて済むということもあるでしょうが、来てこそわかることもあるということも認識する必要があると思います。一方では、来館が困難であるという事情などもあったりして、それはそれで考えていく必要があると。堺市は、電子書籍導入の理由の1つに来館困難者に対するサービスになることを挙げています。結果としては、図書館に来れるけれどもあえてWebを利用したいという人の方がおそらく多くなると思いますが、来館困難者に係る視点は忘れずに考えていく必要があるとも思われます。電子書籍導入の波はいずれは必ず来るとは思いますが、作家、出版者、図書館の間における電子書籍に関する法整備や一定のガイドラインも必要となるでしょうし、今導入されているところは、それらに先行して試験的に行っているという段階であると思われます。

会 長：デジタル化に関しては色々問題や課題がありますが、全くそれに取り組みないというのも若干遅れていると思います。今言われたようにこの図書館でもある程度検討していく必要があるのでは。バーチャルな広場で、コミュニケーション広場で、女性なんかもよくミクシーを介して親密感が出来てきているので、逆にデジタルを媒体として知り合った図書館の読書仲間が図書館という場へ来て何かを作り上げる、或いは情報を提供しあうという形で、相互乗り入れという形が出来れば一番理想的ですね。
それでは、他にご意見がなければ、6の「その他」に移りますがよろしいでしょうか。

< 6 その他として、次回日程調整を実施 >

会 長：本日の議題は終わりました。次回は7月31日(日)に開催しますので、よろしくをお願いします。